

鳥取県琴浦町河本家所蔵実録本『北野聖廟靈驗記』について（一）

田中 則雄

河本家と古典籍

鳥取県琴浦町^の津の河本家は、国の重要文化財に指定された住宅が有名であるが、古典籍約八五〇点、四八〇〇冊が伝存するという点でも注目すべきである。そのジャンルも文学、歴史、仏教、神道、産業、往来物、漢詩文等、極めて多様である。具体的な書目は、原豊二・山藤良治「稽古有文館（河本家）蔵古典籍目録」⁽¹⁾によって知ることができる。また原豊二「稽古有文館（河本家）蔵古典籍解題」⁽²⁾には、この蔵書の特徴について考察がなされている。蔵書の収集は近世中・後期頃から始まり、幕末から明治にかけて、一二代通繕、一三代芳蔵の努力によって充実を見たものである。近年の研究成果である、原豊二「河本家の古典籍の全体像と特色——調査開始以来の歩み、あるいは『百番歌合』のこと——」⁽³⁾には、河本家の蔵書形成（どのような過程を経てこの古典籍群が蓄積されたか）に関し

て詳細にまとめられている。

実録『北野聖廟靈驗記』について

河本家に伝存する古典籍に、近世の実録写本が含まれている。その中から『北野聖廟靈驗記』を取り上げる。現在把握し得ている伝本は、他に稿者架蔵本があるのみである。

この実録の詳細については、旧稿「河本家に伝存する近世実録と読本」⁽⁴⁾に記したが、いま要点のみ再掲する。敵討譚であるが、虚構性が強く、实在事件に基づくものではない可能性が高い。成立年時は確定できないが、近世中期には成立していたはずである。河本家の本は近世後期頃の筆写と見られる。匡郭を印刷した用箋に大振りな文字で記されており、貸本屋が人を雇って筆写させた「仕入本」である。貸本屋で使用されていた本を、河本家が購入したか譲り受けたかによって、所有することとなった。なお表紙

に、「書林／米子尾高町／佐々木城助」の印を捺した紙片が貼り付けられているが、この佐々木が販売所であったか、あるいは貸本屋を兼ねていたかなどの点は未詳。

石見三郎左衛門という男が、お菊の父母を殺害し、さらに上田慶次郎の父をも殺害したため、お菊と慶次郎は同一の敵を狙うことになり、互いに自分にこそ討つ権利があると主張して争うが、京都所司代小笠原佐渡守が両人を媒酌して夫婦とし、協力して敵を討たせる。これ以前に両人は、それぞれ北野天満宮に日参して敵討成就を祈っていたが、この縁も天神の計らいであったと受けとめる、という話である。

この実録は、歌舞伎、読本という他ジャンルの作に影響を与えた点でも注目すべきものである。歌舞伎『けいせいゆきみるやま会稽山』（近松徳三作、寛政二年（一七九九）初演）は、『北野聖廟靈験記』からお菊・慶次郎の敵討の筋を取り入れた上で脚色を施した。即ちこの戯曲では、明智光秀の弟左馬五郎光興さしまごろうみつおきという者が、兄を討った真柴久吉ましばひさよし（羽柴秀吉）とその一族を滅して無念を晴らそうと企てた、という筋が新たに組み入れられている。作者は、『北野聖廟靈験記』の敵討譚を元にしたがら、明智光秀方の豊臣秀吉への報復という話にまで構想を膨らませたのである。

また、読本『北野靈験二葉の梅』（栗杖亭鬼卯作、文化一〇年（一八一三）刊）は、その筋や人物の多くを『北野聖廟靈験記』から取り入れ、幾つかの改変を加えながら、読本という別の様式の小説に作り直したものである。人物造形や全編の構成など、読本独自の形への改変が認められる。このことの詳細についても、前掲旧稿に記したので、参照されたい。

〔注〕

- (1) 『米子工業高等専門学校研究報告』三七号（二〇〇一年二月）
- (2) 『米子工業高等専門学校研究報告』三九号（二〇〇三年二月）
- (3) 『河本家稽古有文館シンポジウム——古典籍発見の軌跡とその展望——』（島根大学附属図書館、二〇一七年三月）
- (4) 『淞雲』一八号（二〇一六年二月）

以下、底本の書誌、翻刻にあたっての凡例を掲げる。

〈書誌〉

- 底本 河本家（稽古有文館）蔵。写本二〇巻二〇冊。
- 表紙 二三・二×一六・三糎。白地に紅色で草花唐草。
- 外題 「北野聖廟靈験記」。題簽、左肩。
- 内題 「北野聖廟靈験記」。

○行数 每半葉九行。

○表紙に、「書林／米子尾高町／佐々木城助」の印（七・四
×二・八糎）を捺した紙片を貼り付ける。但し第一・二
・七冊では失われている。

全二〇巻のうち、今号では巻一～巻四の翻刻を収録する。

〈凡例〉

一、漢字は原則として現在通行の字体を用いた。

北野聖廟靈驗記 惣目録

一、誤字・宛字は原則として底本通りとしたが、本来ある

第壹

べき字を（ ）に入れて示した箇所、あえてそのまま

一 池上七九郎越前出奔之事

残し（ママ）と傍記した箇所もある。なお単純な誤り

一 并池上七九郎熊野湯の峯に至る事

については、断らずに改めた所がある。脱字は（ ）
に入れて補った。

第貳

一、仮名の濁点は新たに施した。

一 北川新右衛門水公事を巧む事

一、振り仮名は原則として、読解の便に資すると思われる

一 辻風の伊助おつやを島原へ売事

もののみを残し、その他は省略した。

并伊助逐電之事

一、底本には句読点がなく、翻刻にあたり新たに施した。

第三

一、底本には丁付がなく、翻刻にあたり、通しの丁付を（一

一 おつや傾城陸奥と成事

オ）のごとく示した。

并岡本三木之進廓通ひの事

一、一字の反復符については、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」

一 傾城陸奥請出さるゝ事

あるいは「ゞ」に統一した。

并浅山新五郎諫死之事（一ウ）

一、会話に相当する部分を「」で括った。

第四

一 傾城陸奥辻堂に身を隠す事

并三木之進陸奥を連れて欠落之事

一 北川新十郎入湯之事

并陸奥父親に廻り合事

第五

一 新十郎姫路へ帰る事（二才）

并石見三郎左衛門源六夫婦を殺す事

一 新十郎孫お菊を養育之事

并石見大和国篠村に住居之事

第六

一 三郎左衛門夢物語りの事

并地中より水守大明神を掘出す事

一 大和河内水公事之事（二ウ）

并石見肥後国へ趣く事

第七

一 上田覚左衛門石見が人相を見る事

并石見肥後の太守へ目見への事

一 石見剣術師範之事

并太守武藝御覧之事

第八（三才）

一 石見上田剣術立会之事

并山本仙蔵悪心之事

一 石見鉄砲にて覚左衛門を討事

并慶治郎敵討願ひの事

第九

一 山本仙蔵を御詮義の事

并辻風伊助非人と成事（三ウ）

一 上田主従京都へ登る事

并北川が孫お菊が事

第十

一 無敵斎鞍馬山へ百日詣の事

并異人兵法を伝ふる事

一 無敵斎お菊が力と成事

并おきく敵討出立之事（四才）

第拾壹

一 北川新十郎古郷梅が谷へ至る事

并新十郎お菊敵の名を知る事

一 敵石見が人相書之事

并無敵お菊肥後国へ行事

第拾貳

一 酒店の亭主深切之事（四ウ）

并石見武州川越に至る事

一 慶治郎一平武州へ下る事

并石原の宿にて慶次郎急病之事

第十三

一 石見三郎左衛門京都へ身を忍ぶ事

并慶治郎加賀にて怪事を見る事（五才）

一 北野にてお菊働きの事

并無敵齋石見を見付る事

第拾四

一 無敵齋敵討の願書上る事

并伴清左衛門黒崎数馬に对面之事

一 角内敵石見を聞出す事

并慶次郎敵討願ひの事（五ウ）

第拾五

一 宅間一平播州へ下る事

并一平北川の由緒さがし聞事

一 北川々岡源太夫を頼む事

并岡源太夫孫お菊が後立と成事

第十六

一 御所方の雑掌数馬が力と成事（六才）

并越前より石見を召取に来る事

一 小笠原殿数馬に面談の事

并黒崎数馬返答之事

第拾七

一 冷泉為良卿関東下向之事

并伴清左衛門東武に趣く事（六ウ）

一 数馬が邪気御吟味之事

并数馬が輩相談決定之事

第拾八

一 越前の使者宝物請取事

并石見が親七太夫出家と成事

一 慶治郎お菊夫婦と成事

并杉本仙立石見が味方と成事（七才）

第拾九

一 石見が輩東国へ下る事

并三条旅籠屋にて一宿之事

一 江州守山にて敵討之事

并慶治郎お菊本望達する事

第二十

一 慶次郎お菊京都へ登る事（七ウ）

并小笠原殿御悦喜之事

一 慶次郎お菊帰国婚礼之事

并有功の輩御加増御取立之事

北野聖廟靈驗記第壹

目録

一 池上七九郎越前出奔之事

并七九郎熊野湯峯ゆのみねに至る事（九才）白紙（九ウ）

北野聖廟靈驗記第壹

池上七九郎越前出奔之事

并七九郎熊野湯の峯へ至る事

越前国足羽郡福村といふ所に八幡宮のやしるあり。此神職あすは池上七太夫といふもの一子ありて、名を七九郎といふ。幼少の時よりこゝろ悪党にして、其家職をきらい（十才）角力剣術に心を尽し、成人にしたがひ力量他にすぐれ、このめる道とて、剣術やわらなど抜群に上達して、近辺にあぶれあるきて、人をてうちやくし、其上に博奕を好み、無法の所行のみなれば、父七太夫異見すれ共聞いれず。是非な

く勘当して追放せし故、無宿となりて近在（十ウ）近郷に押入無体に金銀を奪ひ取、あまつさへ八幡宮社内奉納の品々を盗みけるゆへ、其品を尋るに、一伯公御在世の節奉納有し品々残らず盗取けるゆへ、大守々急度御吟味ありて、七九郎が有所へ捕手を遣わされしに、大胆不敵の悪党ものにて、刀をぬき多くの捕手に疵を付、なんなく其（十一才）場を切ぬけて、行方知れず逃うせける。是によつて太守より御領他領の差別なく配符をもつて御せんさく有ゆへに、七九郎身の置所なきまゝに、上方さして逃来り、大和国の山奥に至り、山又山を越て、紀州熊野の山奥にわけ入て、しばらく身を隠し居たりしが、其処は大和国大峯（十一ウ）山上より掛ぬけの道筋なれば、五年に一度か三年に一度かは左様の行人あつて通るなり。其外は木樵山きこりやまがっ賤も来らず。谷を隔て板ぶきの家間ばらにあれども、此所迄は詮義の配符も廻らず、氣づかひはなけれ共、食物に事をかき、買ふべき家もなく、越前にて盗みし金子懐中にあれども、売人うりてなければ是非（十二才）もなく、木の実栢かやの実を取てくひて、当分飢をしのぎけれ共、兎角腹に満かね、中々爰に久しく止りがたく、去さるによつてそろく谷へ下りて見れば、何を業とするとは見へねども、板葺の家一二軒山をへだてゝ住居せり。七九郎とある家の門口に立より内をさしのぞ

き見れば、大き成囲炉裏に櫛いすの(十二ウ)生木なまきの大き成をもやして鑪くわんす子にて湯を沸して居たり。七九郎申けるは、「往來の修行者道にふみまよひ来りたり。此四五日は煎にたるものを喰ざれば、甚だうへに及びたり。何にても食物すこし玉はるべし。あたひは何ほどにても遣わすべし」といふ。主七九郎が体を見るに、国を出るより月代もせざれ(十三オ)ば、惣髪のごとく、身には垢づきたる布子を着て、腰に一刀をよこたへ、風呂敷づゝみをせおひければ、山伏なりと心得て、「御坊は大峯より掛ぬけを召るゝか。然らば何ぞ食物用意は召れぬぞ。爰にてはいか程価を出されても五穀の類ひはなし。鳥獸をとつて食物に致し候」と申ゆへ、七九郎も是非なく、(十三ウ)「然らば御自分がたの食物を我等にもあたへ給へ。此四五日食事に絶候得ば、甚飢に及びたり」といふにより、主猪の子の肉を鍋に入れて煎にて喰くわしける。是にて少し氣力付、扱は此所は大みねより熊野へかけぬけの道筋といふ事を知り、それ又山深く入て、其所はみなく、獵師にて鳥獸をとる事を得たれば、是を(十四オ)ならひて、己も鳥獸をとりて山にて焼てくらひ、半年計り山奥に居たりて、つくゝと思ひけるは、我国元におひて太守の役人に手向ひし切抜て立さりし事なれば、定めてきびしく詮義有べし。見付られなば、召捕れ刑罰に行は

るゝ成べし。伝へ聞、大峯山より熊野へ掛抜の(十四ウ)道筋は、天狗の住家にて、山伏修行の場所と聞。迺も我命はなき物なれば、何卒天狗に近より術を学び、命を遁るゝ法を得るか、又は我悪事をなせし者なれば、引裂捨らるゝか、二ツ一ツにして見んと思ひて、木の実栢かやの実を少し貯へ、猶山奥に入天狗の住家と聞へし杉の大木生茂りたる所に座して(十五オ)居たり。むかし義経は牛若たりし時、鞍馬山に入て天狗に劍術を学び給ひて、天が下に名をあらわし給ふ。我も一命にかけて、何卒術を学び得んと思ひ込だる心の内こそ不敵也。惣じて人間は天地の徳そなはつて万物の靈なれども、自己の欲心に覆われ天真を昧らます、いか成悪逆無道の者と(十五ウ)いへども、おのれが強氣さかんの時は、自分の靈とも俱ともに組して、忽ち罰の当る事なし。然れども自然と冥罰を受る事は四時のうつりかわるがごとし。夏至の長き日出るも、いつも短く成とも覚へず、今日もくれ明日も過行て冬至の短日に至るがごとく、目には見へねども其報ひを請る事天地運行に等しく、善惡の報ひ(十六オ)も亦然也。或ひは親に不孝主に不忠をなし、神社仏閣の器物を盗むなど、たちまち目味らみ命をうしなふなどの然てきせんの事はなけれども、終には日月のとがめをうけて身を亡し刑をかふむる事なり。神仏すらかくのごとし。況や天

魔外道鬼魅の類ひは、おのれ強氣なれば忽ち災ひをなす事なしと（十六ウ）いへども、其強氣の心に会託あたくして其身自滅の基ひを起す事、代々ためしすくなからず。七九郎は杉の大木の下に座し、天狗にても来るかと、昼夜寝もやらず伺ひけれども、さしてかわりし事もなし。何の怪しき事もなければ、つか勞れて樹の根をまくらとして寝入たり。然るに夢中に、「七九郎く」と呼声に、（十七オ）其かたを見れば、空中に声ばかりして、「せおひしものは如何に」といふかと思へば、夢は覺たり。七九郎不思議に思ひて背負し風呂敷包みをあけて見れば、八幡宮の社内にて盗みし中に錦の袋に入し九寸五分の守り刀に御紋付あり。是をつくくと思ふに、誠には一伯公御在世の節奉納（十七ウ）ありし大切の物なり。是をもつて蜜ひそかに諸人に見せて欺きおどさば、金銀をねだり取べし。且は立身の種にも成べしと思ひ、天狗の知らせならんと心に会得して、夫より山を出て里に至り、食物を求めて又山に入、かくのごとくする事一年余りに成ければ、最早詮義の沙汰も納りぬべしとおもひて、髪は（十八オ）のびて惣髪と成て、山奥を出て熊野の本宮に來り、湯の峯にいたり、「それがしは北国方の浪人なり。入湯の為に入來りし」とて湯の峯に逗留して、身の納りを工夫して居たりし時に、紀州那賀郡の郷土岩村喜藏といふ

もの、是も湯治の為に來りしが、生得強勢ものにて、武術を好み（十八ウ）し者なるが、七九郎が体を見てけるに、大男にして眼ざし常ならざるを見て、近付に成て其子細をたづねしかば、七九郎申は、「某しは親屬生国越前の者なり。子細有て浪人し、一伯公退去の節より自分の在所に引籠り居候」とて、彼にしきの袋に入し守り刀を出して、「是は親ども拝領有し大（十九オ）切の御守り刀なれば、肌身放さず所持致すなり。我も武家の奉公望む身のうへなれば、諸国武者修行を致して爰に來り、幸ひに入湯いたし候なり」と語りければ、岩村喜藏右の守り刀を見て、よし有浪人なりとおもひて大きに悦び、元來武術を好める事ゆへ、甚だ心に叶ひ、「某は当国那賀郡（十九ウ）の者なり。是より程近ければ、我方へも來られ逗留し給へ」と、二廻り入湯して、其間に至極入魂しゅこんに語り、喜藏入湯すんで七九郎を伴ひ我家に歸りける。扱七九郎は改名して石見三郎左衛門と名付、段々劍術のはなしになりて、石見は元より家職をきらひ劍術を好み、真影流の極意を得て、太刀鎗（二十オ）棒やわらの術までも残る所なく修練して居けるゆへ、喜藏大きに悦び馳走して留置ける。此岩村は郷土なれども、数年無録にてくらし尾羽うちからし、身上かせき持かに出んと思ふ折ふし、三郎左衛門に出合、見る所一曲有者くせと思ひ、仕官のた

よりにもと、我家へ同道したり。石見は元來詞をもつて（二十ウ）人をあざむき、守り刀をおのが素性におどし込で、何れに成とも足溜りにして立身の便りにせんものと思ひて、先は此家に遊客と成て居けるなり。（二十一オ）

北野聖廟靈驗記第弐

目録

- 一 北川新右衛門水公事を巧む事
并伴新十郎姫路の家中に成事
- 一 辻風伊助おつやを島原へ売事
并伊助逐電の事（一オ）白紙（一ウ）

北野聖廟靈顯記第弐

- 北川新右衛門水公事を巧む事
并伴新十郎姫路の家中に成事

爰に大和国梅ヶ谷といふ所に北川新右衛門といふ郷百性あ

り。田地も数多もちて所の名主たりしゆへ、近郷にかくれなし。然るに大和は水すくなく、年々旱魃にて（二オ）田畑を損じ難義しけるゆへ、何とぞ河内の水筋を此所へ付なば、近郷の扶けと成べきなれども、非道の事などはいかゞと思へども、年々の不作聞に絶かねて、計る事を工夫し、我家の普請に事よせ山を買とり、夫より河内の水すじへ地を掘て、人知れず土砂を敷、大和領分迄（二ウ）水筋の用をこしらへ置て、扱梅が谷に古き小祠あり。何の神をいわひ祭りしとも知れざるゆへ、古き石のかけたるを額の様にして、額面に水守明神と彫つけ地の底にうづみ置。是をいひ立にして、河内へ水公事を仕かけ、もし公事に負なば大和を畑年貢に願ふべしとの工みなりける。此事当分（三オ）申出しては成就せまじとて、年を経て自然と事の発する仕やう有べしと、人には曾てかたらず、自身胸にふかくたゝみこんで居られしが、おもひもよらぬ病になやみ、今ははや全快有まじと思ひしかば、一子新十郎を呼で蜜に申されけるは、「我年頃当国近郷旱魃に痛む事をなげき、是を（三ウ）すくわんと、斯のごとく企ていたし置たり。今四五年致しなば、事をおこして是非ともに水すじをば大和へ付るか、左もなき時は年貢を畑年貢に願ふべしと、二ツ一ツの公事を仕かけ置たれば、是非一ツは成就すべし。此事叶ひ

なば、当国近郷は浮み上らん。しかれば諸人の為、且は我家も富栄ん。子孫も**(四オ)**繁昌すべしと、心を尽して致し置しに、かくやまひにかゝりて、もはや余命も旦夕にあり。死する命はおしからねども、此事空しくうづもれて我心ざしの朽なん事をうらむ。汝に今知らせ置間、我志しをば継で此事成就すべし。其仕様は、古き小祠ほこらの辺りに家を建るといひ立にして、地中を掘て**(四ウ)**見よ。下に石の額あり。水守明神と彫印ほりしるす。扱は此小祠は水守の神也と披露して、いづれか水ぞと地を掘て見よ。下に砂じやりを敷てあり。夫を段々につたひ行ば、河内の水すじへ出べし。此事を言立にして河内へ水公事を仕かけ、落着せずば、大和は畑年貢に願ふべし」と委細言ふくめて、手帳を出して**(五オ)**水筋、水守の額のあり所をつぶさに書印かきしるし有を、一子新十郎に渡し、其身は次第に病衰して程なく相果ける。然るに新十郎は父とは違ひ、幼少より遊藝を好み、南都に行て今春家の門弟こんばるけとなりて明暮能を稽古して居たりしが、父存命の時は、家業にうとしとだんくに異見せしかども、**(五ウ)**抜々ぬげて南都へ通ひけるが、此度末期にくれくと家の栄へを遺言せしに、其のせつは聞入しごとく成しが、忌中も明あくと其儘南都へかけ出し、能の稽古修行して、宿へ帰らず。父が遺言もわすれはて、一向能にうき身をやつして、

梅ヶ谷へは月に一兩度ならでは帰らず。弟新吉郎内にありて家業をつとめ**(六オ)**けれども、兄新十郎は多くの金銀を遊藝にいやしけるゆへ、一類中異見すれども聞ず。田畑も売払身体も次第に薄くなりゆくにしたがひ、親類中兎角兄の新十郎にては此家立がたとく相談して、新十郎を追出し、弟今年十三才に成けるゆへ、家督を継けれども、若輩なれば、親類中より後見し**(六ウ)**て家職を納めける。兄新十郎は一家中に追はなされ、よる方もなく今春家に奉公分に有付、年を経て暇をとり、京都へのぼり知るべをたのみ、二条河原町辺に能指南をして居たりける。時に播州姫路本多家の御家中有川庄左衛門といふ武士、京都遊がくの為三条薪屋町に座しきをかりて逗留して**(七オ)**居られしが、北川新十郎が近辺成をもつて呼よせて閑暇のなぐさみの相手に致しけるが、元より新十郎能藝鍛錬のものなれば、万事身の取廻しもよく、庄左衛門の心に叶ひ、殊に姫路の太守御能を好ませられて毎日御興行ありて御たのしみなされけるゆへ、庄左衛門新十郎に申は、「主人事御能を好すかま(七ウ)せられけれども、又然るべき藝者もなし。貴殿を御勧め申さば召抱へらるべし。奉公致さるべくや」と申されければ、北川聞て、「私元来百性の家に生れ候得ば、争いかでか武家の間に合申義は候まじ」と申せば、庄左衛門、「いや左

にあらず。貴殿の藝術をもつて御奉公召るゝに、なんぞ間に合ざる事の候べき。貴殿さへ得心あらば、直様殿へ（八オ）申上べし」といへば、新十郎大きに悦び、「兎も角も能きやうに御計らひ頼奉る」と申によつて、国便りの文通に、

我懇意に致す御近習へ右の段書したゝめ遣わし、「折をもつて御前へ披露いたし給はれ」と申遣わしけるゆへ、御傍用人御近習のともがら、常々御能の砌りは役にさゝれ素人藝を勤めけれども、師を取て（八ウ）ならわざれば万事覚束なく、幸ひの事を申越れしとて、早速太守の御間に達しける。

太守大きに御悦びあつて、其道に預るべき者を兼て抱へ度思し召るゝ折からなれば、召かゝゆべきよし仰出され、其段京都へ申遣わし、知行百石にて、有川庄左衛門取持にて、則ち同道有て姫路へ帰国せんと支度せら（九オ）れしに、新十郎いまだ妻なくて、近所の娘とふと馴そめ、すでに懐妊致し居けるゆへ、此度姫路へ召つれんと言けれ共、娘の母二条河原町に住けるが、只一人の娘なれば、はるゝ田舎へ遣わす事を嫌らひて、色々にすゝめけれども得心せず。娘も詮方なく此よし新十郎へ告ければ、北川聞て、「行末近き母（九ウ）なれば、見捨ん事も不孝なり。跡に残りて母の終りを見届けて、後に迎へ取べし。胎内の子男子ならばさつそくに知らすべし。女子ならば其方心まかせに如何様

とも計らふべし。此方心はかわる事なし」とて、白菊といふ名香に金子百両そへて彼女にあたへ、新十郎は有川に誘われ播州さして（十オ）下りける。

辻風伊助おつやを島原へ売事

并伊助ちくでんの事

斯て娘は跡に残りてかれこれとするうちに、はや臨月に至りて産の気付けるが、甚だ難産にて、三日三夜脳まして、漸々と生落しけれども、跡ざん下りかねて、母は（十ウ）終に空しく成にける。又生れし子は女子にて無事に在けれども、母なければ乳母を置いてそだて、名をばおつやと付て、祖母の養育にて生立ける。新十郎方へも右の段申遣しける。程なく祖母も過行て、おつやは母の妹有けるが、此方へ引とり養育致しける。光陰矢のごとく年月押移り、おつやも早十三才に成けるが、伯母壺（十一オ）人姪一人なれば、至極大切にそだてけるが、美目容麗しく、都育の花車風流いわん方なきむまれ付ゆへ、人の目をおどろかしける。爰にまた近き辺りに歩行荷を持って渡世とする辻風の伊助といふ者、博奕を好み人を姦術佞言貪膳など、大の悪者ありけるが、此伊助つらくとおもひけるは、女むすめをだま

し(十一ウ)島原へ売ならば、よき元手を得る也と思ひ、邪智をめぐらし、彼娘が伯母の方へ行て、「私昨日三条の蹴上より播州の侍衆の小揚こあげにやとわれ、荷物をもつて四条大宮の旅宿へ持付しが、旅宿に付と、彼さむらいは余程大身と見へて、供廻りも五六人召つれて有しが、人歩のわたくしどもへ、「大義であつた。酒にても呑べし」と申(十二オ)されて酒を下され、やすんで居りましたれば、彼御さむらいの申されますは、「其方は当地の生れか、他国の者か」と御たづねゆへ、「わたくしは当所の生れにて御座候」と申たれば、「所はいづくに住ぞ」と御たづね有ゆへ、「二条川原町に裏だなをかつて住居仕る」と申ければ、「久しく其所にすむか、又ちかごろ宅替たくがへして行たるか」との(十二ウ)御たづねゆへ、「わたくしは幼少より彼所にくらして、今年卅八才まで所をかへずくらし申候」とこたへしかば、かの侍首をかたむけてしばらく思案して、「しからば其方に少々ちと尋ね度事有」とて、奥座敷へ我をまねき給ふゆへ、草鞋がけながら庭より裏へ廻りまして、椽側に腰かけて居たれば、彼侍申さるゝは、「我十三歳已前子細有て(十三オ)京都に住居せしが、其近辺の女とふと馴染に成、既に懐胎せし処に、国元へ参らねばならぬ事ありて帰国致すに付、女も同道いたすべくと申けれども、女の母年老て壱人の娘田舎へ

遣わす事を大きになげきしより、則ち女を母にあづけ置て下りしに、其後程なく娘を生落したるよし申越て、母は産後(十三ウ)に空しく成しよし聞て、不便の事におもひてたづね度思へども、主君に仕へる身なれば、心にまかせず。自分の用事にいとまも願われず、ぜひなくいたづらに年月を送りたり。年よるに付て思ひ出すあいだ、其方二条川原町に年久しく住といへば、もしや心当りはなきや」とたづね給ふゆへ、私思案して見るに、(十四オ)其もとの事思ひ出し、たしかに十三年已いぜん、妹子の生給ひしおつや女郎、父御は播州の武士とやら。其せつ産後に母御は御果なされ、其元の方へ引取給ふうわさをふと思ひ出して、右の御さむらいに申は、「慥たしかにそれとは存じ当り御座候。当年十三才にて、今手ならひにいて居られます」と申たれば、「夫は嬉しい事(十四ウ)なり。呼よせて逢たくおもへども、此度は殿の御用に付傍輩衆も同道なれば、左様の事も致しがたし。明後日発足すれば、其ほうの働きにて明日つれて来て一目われに見せてくれよ」と御頼みなり。遣わさるべきや」と誠らしく偽りける。伯母は是を聞てまことと思ひ、「それは何にてもあの子の出世。成程遣わし(十五オ)申べし」とて、「何ぶん然るべく頼み入」と申せば、伊助は仕すましたりと心悦び、「然らば明日同道致すべし」とて、「ず

いぶんこしらへ待給へ」と約束して、我家へ帰り、直すくに島原の三文字やへ行て亭主に逢て、「私は二条川原町に住居致す者にて御座候。壱人の母大病にて十死一生にて御座候所、御医者方人参を用(十五ウ)申さねば快気成がたしと仰られ候へ共、身貧なる私、才覚も出来がたく、子を捨て成とも親を助け度存候に付、一人の娘御座候が、親の口からほめるは如何に候へども、十人にも勝れし生れ付ゆへ、一しほ不便に候へども、是を其元さまへ御かゝへ下され、金子借用仕候て、母の病気たすけ度候」とまことしやかに申ければ、三文字(十六オ)屋亭主も元より商売の事なれば、「成ほど抱へ申べし。去ながら見ぬあきなひはならぬものなり。つれて来て見てのうへ、いかやうとも相談すべし」といふ。伊助、「然らば明日召つれ参るべし。しかしいまだよそ外ほかへ出たる事なきふところ子にて候へば、かやうの所へ奉公に遣わすと申さばいやがり(十六ウ)申べし。つれて参り候はゞ、わたくしを馴染のやうに仰られ、娘に逢たがる人追つけ来るはづなり、待て居よと御すかしなされ御とめ下さるべし」と申ければ、「いかに手前の氣に入し奉公人ならば、いかやうにしてなりともかゝゆべし」と相談しめし合せ、伊助は我家へ帰り、家内諸道具少々有けるを道具や(十七オ)へ売はらひ、内を片づけて、扨翌日彼伯母の方

へ行、「只今右の所へ娘子を同道いたすべし」と申ければ、伯母悦びて、髪うつくしう結て衣裳も着がへさせ、母のゆづりのしら菊の名香を守り袋へいれ首にかけさせ、「是を御目につけなば、いよく父御がそなたを我子と慥たしかに思し召、出世のたねと成事」と申聞せ、(十七ウ)身ごしらへ出来しかば、「御世話ながら御さむらい様へ能よきやうに御申下さるべし」と頼みて、娘おつやを伊助に渡しける。辻風伊助は急ぎ三文字やへ連行ければ、「是はくよく能こそ見へたり」と、亭主はきのふ申合せし事なれば、百年もなじみしやうに挨拶して、娘おつやを見るに、中々器量勝れければ、是を手入致しなば、あつぱれ(十八オ)此里の太夫職の頭とも成べき生れ付なれば、商売がらにて能よく見てとり、飛たつやうに思ひて、「先伊助殿めしにても参れよ」と酒など出してもてなし、「あの子には逢たがる人が追付見へるべし」と奥へやり、跡にて伊助と相談し、工界十年切て金子五十両渡しければ、伊助受取て、「外見そとずのおぼこ成ものにて候。御心(十八ウ)そへ下さるべし」と空なきして、金子懐中して何国いづくともなくちくでんしけるとかや。(十九オ)

北野聖廟靈顯記第三

目録

一 娘おつや傾城陸奥と成事

并岡本三木之進島原へ通ふ事

一 傾城陸奥請出さるゝ事

并浅山新五郎諫死之事（一オ）白紙（一ウ）

北野聖廟靈驗記第三

娘おつや傾城陸奥と成事

并岡本三木之進島原に通ふ事

かくておつやは只壺人奥に待居たりしが、父うへも来り給わず。までもく何のおとづれもせず。常に見なれぬはでなる女中立かわり入かわり娘（二オ）のそばに来て、なじみの出来るやうにいるくのはなしを仕かけけれ共、おつやは何のいらへもなく、早日もくれに及びしかば、「わたくしは歸りたし。伊助殿は何方に御座候」といふに、内の女房が来りて、「そなた事は伊助どのより此方へ奉公にかへたり。よつて歸す事はならず。傍輩の女郎達とつい松にてもとりて（二ウ）なぐさみ給へ」と、それじやの女房な

れば、ことば和らかにすかしけるにぞ、おつや始めて聞、大きになげき、扱は伊助は伯母をだまして我を此所へ売りしと思ひふし、じつと泣悲しみ、伯母もさぞやたづねさまよひ給わんと、食事もせずなき居たり。不便なりける次第なり。爰におゐて三文字屋夫婦、扱は伊助めが勾引て売（三オ）けるとすいりやうしけれども、大金を出しける大事の奉公人なれば、友ほうばいに申ふくめ、ずいぶん機嫌をとらせ、外へとは一寸も出さず日数重るにつけて、おのづから其氣にうつりなじみもかさなりけるゆへ、夫婦も大きに悦び、諸げいをならわせ手入せしかば、後には三文字やの陸奥とて、此廓里の名取の太夫職（三ウ）と成にけり。扱おつやの伯母は伊助にたばかられしとは夢にも知らず、日ぐれまで待ども歸らぬゆへ、伊助方へゆきて見れば、門はしめてあり。近所にてとへば、「今朝出られて今に歸らず」といふゆへ是非なく、夜に入ども歸らず。夜明てあまり氣遣ひさに、家ぬしへ行尋ねしに、家主申は、「ひとり身の者ゆへ、外にとまる（四オ）用事あらば此方へ届るはづ也。ふしぎ成事。何とも合点ゆかず」と、伊助が所へ行て戸をこぢ明て見れば、家内諸道具残らず売はらひしと見へて、鍋釜までもなし。扱は出奔せしとて、方々さがせども知れず。伯母は大事の姪を勾引かされ、狂氣のごとくはしり廻

り尋ぬれども知れず。只打ふしてなくより（四ウ）外はな
く、余りに心をいためて、終に空しく成にける。斯て年月
押うつり、おつやは器量諸人に勝れ諸藝にも達し、今は島
原にて三文字やの陸奥といへば、此里にて隠れなき全盛、
是にならぶ太夫もなく、多くの客有が中に、爰に又柳原中
納言様の御近習を勤るさむらいに岡本三木之進といふて、
（五オ）元は江州水口の家中の末子成しが、風流を好み、
堂上方に出て奉公しけるが、茶の湯和歌連俳香道はな結び、
遊藝に達したる優男成しが、ふと島原に通ひ、陸奥にな
れ初て、わりなく契りてける。三木之進が心ざしの一ト方
ならぬゆへに、陸奥も末かけて、勤めをはなれて、たがひ
に替るなかわらじと契りしが、すべて色（五ウ）里のなら
ひ、通へば思はず金銀も入ならひ。元来わづかの録にて公
家奉公の身なれば、水口の親もとへいろく〜と偽りをいひ
やりて金銀を乞請しゆへ、親元の首尾も悪敷、堂上の奉公
も成がたく、いかゞせんと氣をいたためけるが、陸奥にかた
り、何国へも行って身を立んと、暇乞の為に來りて、しか
ゝのよししみと〜と咄し（六オ）ければ、陸奥も深ふなじ
みし人の事なれば、外へやりては逢ふ事も叶わじと思ひ、
少しの金子三木之進にわたしけるゆへ、三木之進も此金に
て懇意成人を頼みて、朱雀近辺にて裏店をかりて、名を源

六とあらため、扇子団の画などをかきて日をくらし、又夜
に入れば島原に來り、陸奥に逢（六ウ）んと余所ながら
顔見合せ、夫を楽しみにして月日を送り、又折あれば引ふ
ねが情に首尾して逢ふ事もあれば、つもる物語にうきをた
のしみくらしけるが、人の心ほどうたがふ物はあらじ、彼
陸奥が方より源六方へ折々文など出し、客のかへりし跡を
ば知らせけるゆへ、源六も陸奥が情わすれがたく通ひける
が、（七オ）始めのほどは逢ふ事間違はざりしが、ちがひ安
き世のならひ、かゝる全盛の陸奥なれども、勤めする身は
親方の手前を思ひ、やくそくの日も折々には違ひけるゆへ、
源六方へ文にてことわりを申遣わせしか共、源六は心をう
たがひ、是迄約束の日の違ふも、定めてかれに間夫の出来
たるに違ひなし。また此文も（七ウ）我心のうたがひをや
めさせん為なり。にくし〜と思へども、我なんじうの時
かれが手より少々のかねをかりて、夫より我今迄かくは世
わたりをする。是を思へば、恨あれ共又一たんの情あれば、
此上は陸奥が事を思ひ切、わが渡世をつとめ、水口の親も
とへ出世のみやげに親の勤氣を免されるが、是又先祖への
（八オ）孝行なりと思ひ、其後は島原へもゆかず、又陸奥
が方へも音づれもせず、所をかへて伏見に住居致しける。

傾城陸奥受出さるゝ事

并浅山新五郎諫死之事

去程に陸奥は文を出せども源六の行方知れず、又逢ふ事もなかり（八ウ）しゆへ、明くれ此事をおもひわづらひけるが、去物日々に疎しとやらにて、源六が事も少しはわすれ、病氣も程なく全快致しけるが、已前にかわらぬ全盛にて、方々より身うけの相談ある中にも、此頃京都の御所司代戸田山城守殿此陸奥にふかくおもわれ、大金を出し請出されける。陸奥は心に（九オ）すゝまねども、勤めする身は是非もなく、終に身うけをせられけるが、彼源六の行方知れざるより今年二年に及びけるといへども、折々はおもひ出して、此度戸田殿に請出されしを源六に聞へては我いひし事偽りに成けるゆへ、此事を又おもひこがれけるが、戸田殿は或夜陸奥を招き申され（九ウ）けるは、「其方は里の苦しみをのがれ我妾としてち此かた、一夜も我心にまかせず、何ゆへ涙を袖にひたせるぞや」とたづね給へば、陸奥も始めの程はいわざりしが、今は心もせぐるしく、なみだを押へて言けるやうは、「我身くるわに住る其内は、金に身をもまかせても誠の心はこがねにまかせず。浪枕のよする数々多き（十オ）中に、ふと我身の行末を頼みし人あり。此人

に其後は逢ふ事も叶わず、月日を送る其うちも、逢瀬定めぬ客たちに契りし事ども、侍りしかども、今かく君の妾わらわのとなりては、貞女両夫にまみへずとやらん申ことばりにて、御心にはしたがひ奉らず候。何とぞ御情をもつて」と言も果さず、戸田殿は気色かわ（り）（十ウ）て刀に手をかけ切てすてんず眼色成を、此席に居合す近習浅山新五郎此体を見るより、後より君を抱とめ諫めけるは、「君御立腹の段御もつともなれども、今日は御先祖の御命日。殊に御国元には猟どめにて御座候程の日。此所を聞き召分させられ、今宵子の刻を過なば御先祖の御命日も相済候。（十一オ）其上にていかやうとも思し召に遊ばされなば、然るべきかと奉存候」と諫めけるこそ才智なり。戸田殿にも此言葉尤と思し召れ、陸奥を離れ座しきへ入置、酒盛を致され、子の刻を今や遅しと待居給ふ。陸奥は座敷にとらはれと成て、子の刻過なば我命は消へ失うせなんと嘆き居るこそ哀れなり。（十ウ）元源六が事よりかくのごとく成しを、源六は夢にもしらず。陸奥が心のほどこそはかなけれ。其夜もはや亥の刻にも成しが、不思議や、座しきの戸を小声にてたゞく者あり。陸奥も立よりて答へければ、「浅山新五郎なり。早く此戸を明られよ。其もとの命を助け申なり」とせわしく言けるゆへ、陸奥も急ぎ雨戸を（十二オ）明けければ、黒装束

にてしのび入、「其方此所に居ては命あやふし。早く立さるべし」とて、陸奥の袖へ金子三十両いれて、泉裁せんざいにつれ行、しのび梯子より高堀越しに、「それ／＼そこを左りへ取て行ば、定めて往来の人有べし。伏見へさして落らるべし」と、いと念ごろに申聞せ、はし子々おろしける。陸奥も浅山が情を(十二ウ)かんじて足も立ず。「かたじけなき御心ざし」といふもおわらず、浅山は、「はやく落らるべし。此所にうろ／＼してはあしかりなん」とて、はしごを取てもとの座敷に行て、腹十文字に切て死たりけり。あわれ成ける次第なり。かくて戸田山城守殿は、子の刻も過けるゆへ切て捨んと、近習を(十三オ)召連給ひ座敷に行給ひけるが、座敷に陸奥は居ずして、黒装束を着たるものうつぶしに臥居たるゆへ、大に驚き、近習此体をみるより、立よつて面体を見るに、浅山新五郎なりしが、腹十文字に切て左りの手に一札をにぎり居けるゆへ、近習此おもむきを申上ければ、戸田どの一札をよみ上させ(十三ウ)給ふ。其文に曰、

おそれながらねがひあげたてまつり
乍恐奉願 上候口上書

一私義先刻御諫言奉申上候は、陸奥を助命仕度心底にて御座候。此義は、陸奥を殺害被遊候はゞ、末世に君の御名をけがし、御先祖へも御不孝之義にも相成可申かと奉存候。其例なきにしもあらず。伊達陸奥守は、(十

四オ)高尾を害してより、後世にいたり候ても其取沙汰高く御座候。是色に迷ふがゆへに君子其明智をうしなふ。私儀身不肖に御座候得共、主君の悪名高く相成候時は臣たる道に背き候間、何卒陸奥の事思召切被下候はゞ、生前死後之本望大慶是に不過奉存候(十四ウ)上、浮世之暇申うけ自害に及び候。何卒陸奥を助命被成下候はゞ、難有可奉存候。恐惶謹言。

月日 浅山新五郎判

戸田山城守様(十五オ)

とぞ。近習よみ終りければ、戸田殿大に感涙ありて、浅山が死がいをかたづけさせ、其後は陸奥が事を思ひ切れけるとかや。扱陸奥は浅山がなさけによつて危ふき命を助けられ、伏見をさして落行けるが、女の足の事なれば道はかどらず、やう／＼に野にかゝりけるが、人の通ひもあらばこそ、何とぞ夜あけまで我身を(十五ウ)隠し度と思ひ、あたり成辻堂の内へかくれ、夜の明るをば待居たりける。(十六オ)

北野聖廟靈驗記第四

目錄

一 傾城陸奥辻堂に隠るゝ事

并三木之進陸奥を連て欠落之事

一 北川新十郎入湯之事

并陸奥父親に廻り逢ふ事（一オ）白紙（一ウ）

北野聖廟靈驗記第四

傾城陸奥辻堂に隠るゝ事

并三木之進陸奥を連て欠落之事

斯て先年別れし源六、今は伏見にて水口屋源六といふて扇子あふぎうちわの絵を渡世とすれども、未だ運の来らざるか、いと貧しくくらし（二オ）けるが、今朝は先祖の命日なればとて、遠寺の鐘の明六ツを告る頃より起出で、彼辻堂へ香花をば捧んと詣ふでけるが、陸奥が思ひとゞひてや、此辻堂にむかひ合掌しける折しも、女のかげ見へければ、源六ふしぎにおもひて、「いか成人や堂の内にももられけるぞ」と問けるゆへに、陸奥は源六と見るより、嬉し涙に（二ウ）物をもいわず打ふして居たりける。源六は合点ゆかず、「何

ゆへそちはかゝる所に居るぞ」とたずねける。陸奥申けるは、「咄したき子細は長き事也。其上此所に居てはあしきゆへ、人目にかゝらぬうちに身を隠し、其上物がたり申べし」と言けるゆへ、源六は陸奥もろとも我家をさして帰りける。陸奥源六に向ひて涙ながら（三オ）にかたりけるは、「過にしころ君に別れし其後には、ぶらくとわづらひ、せめて文成ともとおもひて便りをすれども、行方しれざれば是非もなく、思ひ直し、我命あらば又逢事あふもあらんかと、月日を送る其うちに、いか成縁にてや、戸田様に受いだされしが、里にありし内は夫つまと定めぬ世のならひなれば、多くのきやくに（三ウ）身をまかせけれども、戸田殿の妾せうとなりてはおまへに契りし言の葉すまぬゆへ、一夜も我身をまかせず有しが、我を手討にせんと怒り給ふ。其座に有合浅山新五郎と申侍君を諫めていふは、「今宵子の刻過までは先祖の御命日も相済候ゆへ、子の刻すぎるまでは命助け置せらるべし。子の刻過なばいかやう共（四オ）遊ばされ」との諫言にて、我身は子の刻過まで座しきにとらわれ居るに、浅山新五郎と申士、夜中にしのびこんで、我身を摒越に落し、「早く伏見へさして落行べし」とて、金子三十両下されしが、夕べの事ゆへに、もし又追手来りなばいかゞせん」とあわてける。源六は始終を聞て、「夫ほど迄われをおもふ

心底ならば、(四ウ)此所を立退べし。紀州熊野湯の峯に少しの知るべければ、是へさして行べし」とて、我内の物をそこ〜にかたづけ、其夜に大坂をさして落にけるが、此所は繁花の地なれば一時も足はとめがたしとて、日をへだて、熊野本宮湯の峯に着たり。此処は辺鄙にして人の知るべき所ならねば、源六夫婦も(五オ)やう〜気も落付、知音のものをたづねんと、そこよ爰よと見廻りしが、都に見なれぬ気色にて、びやう〜たる清川、嶽々たる岸石、山又山をかさねし風景、いづれの工みが此青岩のかたちを削りなせしか、水また水をながす面は誰が家にか此碧単の色を染出すやと、古人のこぼを口唸びて、遠近のたつ木(五ウ)も知らぬ山中に、おぼつかなくも呼子鳥、声すごき折々は、伐木てう〜として山更に幽かなりとは、かゝる所をやいひつべし。法性峯聳て上求菩提を顕し、無明谷深くして下化衆生を表し金輪際に及ぶとは、かくのごとき気色をいふならんと、夫婦は此間のうきをわすれて余念なく眺望せり。抑此湯の峯と申(六オ)は、熊野本宮に二里隔て温湯涌出せり。薬師如来方便の湯なりといひつとふ。男湯女湯留湯とて、湯つぼ三所ありて、薬師如来の本堂建立し霊像を安置せり。溪河の流声山雲の詠め、扶桑南極の峯森々として物すごく、夜もすがら谷に諸鳥の声遠近に聞

へければ、一しほさびしき所なり。むかし小栗判官(六ウ)兼氏、横山が為に毒害せられ、悪瘡をやみ身体とろけくさる。妻女照天の姫介抱して此湯の峯に至り、藤沢遊行上人此湯を汲てかけさせ給へば、忽ち全快有しとて、遠近に此湯の奇特を言て絶ず。入湯の為諸人入込、旅館の宿り数多なり。源六夫婦は知音の人に廻り合、然々のよしを語り頼みければ、快(七オ)うけ合、小家をかりて夫婦を居らしめ、何のわざも知らぬゆへ、入湯の衆中の小用を聞、又は小遣ひ飛脚などを渡世として年月を重ねしに、女子一人を出生して、名お菊とつけて、夫婦が中のひとり子、末のたのしみにてうあいして育てける。此時しも播州北川新十郎は、先年能藝をもつて姫路の城主本(七ウ)多家へ百石にて召出されける処に、御意に叶ひ段々立身して、此節は三百石まで御取立、能藝は格別御近習に仰付られ、又家中の若侍衆能の門弟と成、余情多く、甚だ身上福祐に成けるが、元来久しく京都に住居して物和らかに人に高ぶらず、よつて諸人の心に叶ひ、新参の藝者なれども、一家中(八オ)皆々是にしたしみける。若き時分能げい古のせつ中返りを仕損じ首の骨を打けるが、若き時は血氣にてさして苦にもならざりしが、年寄にしたがひ、寒暑のせつは痛けるゆへ、太守さまへ御ねがひ申上て、入湯仕度だん申上しか

ば、御免をかふむり、二廻りの御いとま玉はりける。(八ウ)

北川新十郎入湯之事

并陸奥父親に廻り合事

斯て北川新十郎は熊野本宮の湯の峯に來り入湯して居られしが、つれづれ成まゝに、宿の亭主をば招きはなし相手にしてくらしける。亭主申けるは、「京都より夫婦づれにて当所に來り世帯致し居申もの御坐候が、入湯の御客がたの小づかひ(九オ)又は飛脚などいたして渡世と致し居申候。いかさまゆへ有者と相見へ候て、物事いやしからず、都名所咄などよくいたし候。召よせて御つれづれの御伽に被成候べし」と申ければ、新十郎聞て、「それは幸ひの人也。よびてたべ」と申されければ、亭主使ひを遣わしけるに、やがて参上しければ、新十郎、「其方は京都出生のよし。身どもも(九ウ)むかし京都に住せし事もあり。当時仕官の身なれば、打たへて上方のうわさも聞ず。かわりし事もなかりしや」と、互に京に住せし事なれば、咄しも合て、毎日く呼寄酒飯のふるまひ相應のちん錢とらせ、下人同ぜんに宿に召置れける。新十郎入湯二廻りの日限も近付ければ、湯も相應していたみも和らぎけるゆへに、(十オ)今三

廻りの御いとまを願ひければ、北川の事なれば、願ひ叶ひ、又三廻り入湯しけるゆへ、源六はよき伽成とおもひ、ひたすら咄しの次手ついでに茶の湯香道のはなしとなりて、元より源六は得たりし道なれば、つぶさに咄し、だんくんと新十郎が心に叶ひ、「我も香の道は好めり。今一人友あらば一会をもよふしたし」と(十ウ)有ければ、源六聞て、「只今入湯の御客がた碁将棋又は双六かるたのなぐさみなどなさるゝ御方は御座候得ども、香などをなさるゝ御方は御座なく候。当所は山中の事なれば、居住の人々も香などもてあそぶべき人は見へ申さず候。私妻にて候もの、むかしは此道をすこしはたしなみ候が、只今にてはいかゞ有べくや」とはなしければ、(十一オ)新十郎聞て、「それは珍重之事。かゝる田舎の片すみに住ながら、さすがは京出の人ほど有て、妻女までも香道を知り給ふ事。定めてよし有人のはてなるべし。是へ伴ひ來られよ。対面致さん」と申さるれば、源六はかしこまり、やがて我家へ歸り女房に、「入湯の御客に香の一会をもよふし給ふ。其方事を咄したれば、(十一ウ)幸ひの事也。つれて來れとの仰なり。いざや参らん」と申ければ、おつや笑ふて、「久しく手に取し事もなきに、めづらしき御所望。世帯のせわしきに身もかまわず。此すがたにては参りがたし」とて、かみをはらけ衣裳を着がへて、

夫婦打つれ御客のもとへ至りければ、新十郎此女房を見るに、年のころ二十四五と見へて、つまはづれいやしからず、(十二才)いかさまよし有体に見へける。かゝる人目まればなる深山に桜の咲たる心地ぞしける。北川あやしみ思ひながら、「扱々其元は珍らしき女子にて、香の道を知らるゝよし。何れもつてうれしく思ふなり。いざ一会もよふさん」といへば、おつや申は、「私は若き時分京にてさる方に勤めしゆへ、少しは覚へ候得ども、只今かゝる身になり(十二ウ)候へば、大かたはわすれ候はん。去ながら御つれづれの御なぐさみとも相成候はゞ、一会御相手に相成申べし」といふて、座に直り、初一会は三葉一花の香にて、新十郎勝なり。其次に競馬香、其つぎは名所香にて有けるが、是は両度ながらおつや勝たり。其後呉越香にて銘々一種の香を出してつぎけるに、又おつや勝に成。新十郎(十三才)大きにあやしみ驚きながら、おのゝ興じて、其日は会終りける。源六夫婦も宿に帰りける。北川はねやに入てねもやらず、心に思ふは、「世にあやしき事もあるものかな」と、ゆびを折て年月をかぞへ見れば、心当りも有り。いかにしても心すまず、明日早々源六夫婦をよびにやられ、辺りの人をはらひ、三人三ツかなわに(十三ウ)成て、新十郎申は、「外の子細にてはなし。きのふ呉越香にそなたのつがれ

しは、細川家の重宝白菊といふ名高き名香也。此香は外に所持する人はなきものなり。いかゞして其元は所持せられし」とたづねければ、おつや面をあからめ、「すこしわけありてむかしよりたしなみ居候」と答へしかば、新十郎は(十四才)かさねて、「かならず隠し給ふな。其名香を包みしは、白綾にて乱れ萩の盛り成を織て、裏に金糸にて一首の歌を縫たるにはなかりしや。其歌に、

いづれぞと露のやどりをわかぬ間に小笹が原に風のそよふく

斯のごとくの歌ならずや。かやうに打(十四ウ)あかしていふからは、包まず身の上を語られよ。其香には我身にゆかりの有事なれば、身の上を明されよ」と申されしかば、源六夫婦顔見合、「扱々不思議の事も有物かな。只今語られし其印すこしも違わず候也。まづゝ其訳御物がたり下さるべし」と尋ねければ、新十郎双眼に涙をうかめ、「我方かく申からは、何事をか(十五才)包むべき。しかし其方身のうへも残らず語られよ。左もなくては、此方の事通せぬ事も有べし」とやうす有氣に申されしかば、始めよりの身のうへ残らずかたつて、「此香は伯母なるもの、是こそ母のかたみとて、守り袋の中に入片時も肌を放さずかけさせ候。かくなり果ても、母や伯母の恋しき時は是を見て心

をな（十五ウ）ぐさめ候。昨日母の命日に当り候。今日の
日にかゝる会に出合し事よと存じ、初めてたき候也」とく
わしくかたり涙にくれて居たりしに、新十郎是を聞深くの
涙にせきあへず、しばし物をも言ざりしが、やうく心に心
を静しづめ、「希代の事も有物かな。まさしく其方こそ我娘也」
とて、夫々自分の身の上を語るに付て、もろ共に涙に（十
六オ）くれて、互に手を取かわしてさめくと泣ける。お
つやは、「さやう候はゞ我子の為には祖父様也。見せ奉らん」
といそぎ宿へ帰り、娘をいだき来りければ、新十郎是を見
て髪かきなで膝にのせ、おつやに向ひ、「其方は見知らぬは
づ也。母のかほに此子のすこしも違わぬぞよ。名は何と付
し」といへば、「菊と名づけ、今年にて三才に相成候」と（十
六ウ）こたへければ、新十郎聞て、「名香の名を白菊といひ、
孫の名も菊といひ、きのふ母の命日に親子の名乗しける事、
かれといひ是といひ、一かたならぬふしぎなり」とて、夫
より日々に源六夫婦来りて仕へける内に、はや御暇の日限
にぞ近づき、帰国の時節に相成けるとかや。（十七オ）

以下、次号に続く。

（本学教授）